

平成22年6月30日
福島県県北建設事務所

あづま総合運動公園「せせらぎ・桜の広場」貸切り使用に関する 基本的な考え方

平成22年7月1日から福島県都市公園条例の一部を改正する条例が施行され、「せせらぎ・桜の広場」の貸切り使用が可能となりますが、本施設を利用してスポーツ等を行う場合の基本的な考え方は、以下のとおりとします。

自由使用時

「せせらぎ・桜の広場」は誰もが自由に使用できる施設ですので、今までどおりの取り扱いとします。

ただし、これまでスポーツ等利用者と一般利用者との間で利用に対する苦情も確認されており、自由使用でスポーツ等を行う場合は以下のルールとします。

- ① 独占的な利用は禁止します。
- ② B面の使用を禁止します。
- ③ 他の利用者へ危険を及ぼすような行為は禁止します。

貸切り使用時

貸切り使用にあたっては、福島県都市公園条例第五条の二に基づき、指定管理者の許可を受けてください。

また、使用にあたっては、

- ① 条例の別表第二の六のAの(4)の(一)の表の備考に規定する知事が別に定める**使用許可基準**
- ② 使用許可基準に規定する土木部長が別に定める**使用許可基準の運用に関する取扱要領**

に基づき取り扱うものとします。

お問い合わせ先 福島県県北建設事務所 管理課 電話 024-521-7700
財団法人 福島県都市公園・緑化協会 電話 024-593-1111

福島県都市公園条例の改正

別表第二の六のAの(4)の(一)の表に次のように加える。

せせらぎ・桜の広場	貸切り使用	一般	A面一時間	五〇〇円
			B面一時間	五〇〇円
			C面一時間	五〇〇円
			D面一時間	五〇〇円
		生徒等	A面一時間	二五〇円
			B面一時間	二五〇円
			C面一時間	二五〇円
			D面一時間	二五〇円

別表第二の六のAの(4)の(一)の表に備考として次のように加える。

備考 せせらぎ・桜の広場の貸切り使用の許可は、多数の者が参加するスポーツ大会等のための使用の場合であつて、安全面等を考慮して知事が別に定める基準に基づき指定管理者が適当と認めるときに行うものとする。

附 則

この条例は、平成二十二年七月一日から施行する。

あづま総合運動公園「せせらぎ・桜の広場」貸切り使用許可基準

平成22年7月1日

(趣旨)

第1条 福島県都市公園条例(昭和54年県条例第20号)別表第二の六のアの(4)の(一)の表の備考に規定する知事が別に定める使用許可基準について、必要な事項を定めるものとする。

(使用許可の範囲)

第2条 あづま総合運動公園「せせらぎ・桜の広場」内をA、B、C、D面の4面に区分(別図)し、使用許可の範囲については次のとおりとする。

- (1) A、C及びD面については、貸切り使用が可能な区域とする。
- (2) B面については、一般利用者優先区域とするため、特別な場合以外は貸切り使用を許可しない。

(使用許可面数の基準)

第3条 貸切り可能な面数については、次の利用人数を基準とする。

- (1) 1面使用：20人以上
- (2) 2面使用：40人以上
- (3) 3面使用：80人以上

(利用目的)

第4条 貸切り使用が可能な利用目的については、次のとおりとする。

- (1) スポーツ利用であり、大会や練習を含む。
- (2) スポーツ以外の利用で、発表の場などとして使用するもの(レクリエーションを含む)。

2 B面を貸切り使用できる「特別な場合」については、次のとおりとする。

- (1) 全国、全県規模の行事等でB面を含む全面の貸切り使用をしないと行事等の開催が困難である場合。
- (2) その他、公共・公益的な行事等でやむを得ないものと認められる場合。

第5条 この基準に定めるもののほか、運用に関する取扱いについては土木部長が別に定める。

附 則

この基準は、平成22年7月1日から適用する。

あづま総合運動公園「せせらぎ・桜の広場」貸切り使用許可基準の運用 に関する取扱要領

平成22年7月1日

1 趣旨

この要領は、あづま総合運動公園「せせらぎ・桜の広場（以下「広場」という。）」貸切り使用許可基準（平成22年7月1日制定。以下「使用許可基準」という。）の運用に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 使用許可の範囲

使用許可の範囲は、使用許可基準第2条に定めた範囲とし、中央の池周辺や園路は貸切り使用の対象外とする。

3 使用許可面数の取扱方法

- (1) 貸切り可能な面数については、使用許可基準第3条で定めた利用人数を基準とし、許可する順番は以下のとおりとする。
 - ア 1面使用時は、AまたはC面を優先として貸切り許可とする。
 - イ 2面使用時は、A及びC面とする。
 - ウ 3面使用時は、A、C及びD面とする。
- (2) 貸切り使用が可能な利用目的については、使用許可基準第4条第1項で定める内容とし、以下に該当するものは許可することができない。
 - ア 「広場」で行うことが適当でないもの。
 - イ 「広場」の利用目的が明確でないもの。
 - ウ 一般利用者に対し、著しく不利益を与えるもの。
- (3) B面を貸切り使用できる「特別な場合」については、使用許可基準第4条第2項で定める内容とし、「全面の貸切り使用をしないと行事等の開催が困難である場合」の利用人員数については概ね150人以上の場合とする。

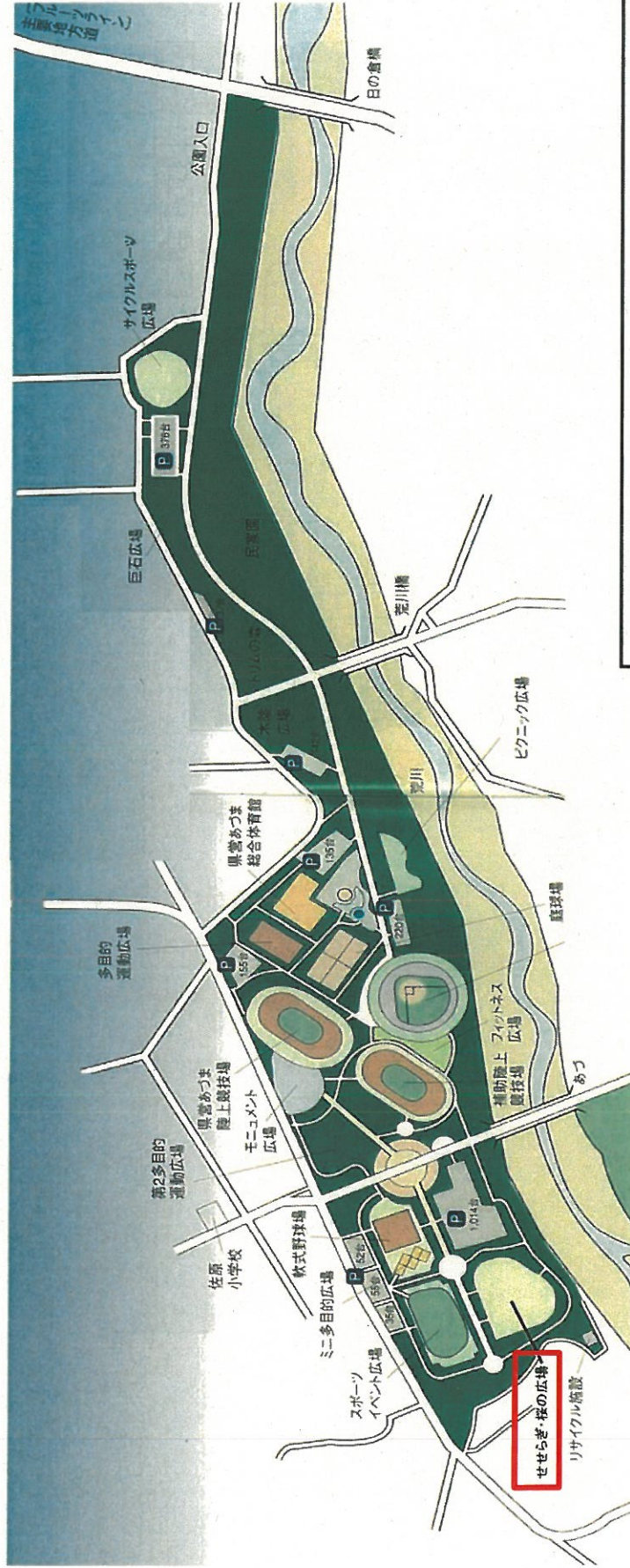
4 使用許可の条件

- (1) 貸切り使用が許可された区域からボールなどの競技用具等が出る恐れがある場合には、予め必要な対策を使用者の責任において実施するものとする。
- (2) パークゴルフで使用する場合、ホールの管理は使用者の責任において実施するものとする。
- (3) 使用時は、他の公園利用者の安全を確保するとともに、指定管理者の指示に従うものとする。
- (4) 貸切り使用が許可された区域については、一般に利用される園路や広場と隣接していることから、一般利用者へ配慮して使用するものとする。
- (5) 使用者の度重なるトラブルが確認された場合には、それ以降の使用を認めない。
- (6) 使用を終了したときは、使用前の状態に戻して、指定管理者の確認を受けるものとする。

附 則

この要領は、平成22年7月1日から適用する。

あづま総合運動公園の施設一覧



全体面積 98.2ha
県営あづま総合運動公園 88.2ha
福島市民家園 10.0ha

「せせらぎ・桜の広場」使用許可の範囲図

